

## 農地法施行令等の一部を改正する政令案等についての 意見・情報の募集の結果について

平成 2 1 年 1 2 月 1 1 日  
農林水産省経営局・農村振興局

この度、農地法施行令等の一部を改正する政令案等について、平成 2 1 年 1 0 月 2 1 日から 1 1 月 1 9 日まで意見・情報を募集いたしました。

その結果、募集期間において、1 1 7 件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては、公表した案にお寄せいただいた御意見に基づいて一部修正されるとともに（修正内容・理由は別紙を御覧下さい。）、技術的な修正を加えた上で、制定・公布されることとなりましたので、お知らせいたします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 【問い合わせ先】

農林水産省経営局構造改善課

直通：03-6744-2150

農村振興局農村計画課

直通：03-6744-2185

**【農地法施行令等の一部を改正する政令案等】**  
**パブリック・コメントにおける御意見等の概要及びそれに対する考え方**

1 パブリック・コメント実施状況

実施期間:平成21年10月21日～11月19日

提出者数:117

2 パブリック・コメントにおける御意見等の概要及びそれに対する考え方

**【農地法関係】**

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
政令	第6条第1項第2号イ	農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外	「許可の申請の際現にその者又はその世帯員等が耕作又は養畜の事業に供すべき農地又は採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。」とあるが、米の需給調整で調整水田や保安全管理としている場合は、どのように判断するのか。	1	近傍の自然的条件及び利用上の条件が、類似している農地等の生産性と比較して効率的に利用されているかどうかを判断します。
政令	第10条第1項第2号イ	第1種農地の転用不許可の例外事由	今回の農地法改正の狙いとして、建設会社、食品会社等他産業・他分野からの農業進出を期待しているのだから、事務所、農作業従事者等住宅、他用途・多目的の利用を含む農業用施設等、転用許可基準の運用等の考え方を示していただきたい。	1	農業用施設への転用については、農地転用許可基準が緩和されており、優良な農地においても許可し得ることとされています。一方、事務所や住宅への転用については、優良な農地では、不許可の例外事由に該当しない限り許可し得ないこととされています。こうした許可基準の取扱いは、権利主体によって変わるものではありません。
政令	第11条第1号及び第19条第1号	第1種農地の要件	集団要件が20haから10haに引き下げられたため、山間部などの独立した農地であっても第1種農地と判断されるケースが発生する。北海道では、従来、急傾斜地・山間部を開墾して農地にした経緯もあり、現在の農業の機械化及び集団化からすると、使用困難な農地が耕作放棄地となっている。 急傾斜地等で耕作放棄の解消の見込みのない場合は、第1種農地においても植林転用が可能となるよう措置すべき。	1	第1種農地について、単に耕作放棄されているからといって転用を認めることとすれば、意図的に耕作放棄するようなモラルハザードを誘発するおそれがあります。したがって、耕作放棄されていることをもって植林転用を認めることは困難です。 なお、10haを超える農地であっても、急傾斜している部分があることから一体として機械作業ができないなどの場合には、一団の農地(第1種農地)に該当せず植林転用が認められる場合があります。
政令	第11条第1号及び第19条第1号	第1種農地の要件	今回の農地法改正により、従来、第1種農地でなかった農地が、第1種農地になってしまうケースが多々見られる。農地法改正の直前に総合計画や都市マスタープランを策定した市町村が多いと思われる。総合計画や都市計画マスタープランの土地利用構想に策定されている区域の農地について、もう少し転用許可基準を弾力的に運用できるようにならないか。	1	農業の最も基礎的な生産基盤である農地を確保していくために、第1種農地の面積要件を引き上げるものであり、市町村が定める総合計画や都市計画マスタープランにおいて開発を促進することとされた地域であっても、農業上の土地利用との調整が調った上で市街化区域に編入されたり用途地域が定められるまでは、農業の生産基盤として確保していくことが必要と考えています。

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
政令	第11条第1号及び第19条第1号	第1種農地の要件	第1種農地の集団性要件を20ha以上から10ha以上へ引き下げることとしているが、納得できない。見直すべきではないか。	1	基準面積の引下げは、農業の基礎的な生産基盤である農地を確保するために行ったものであることを御理解願います。
政令	農地法施行令第11条及び第19条並びに農振法施行令第5条	第1種農地及び農用地区域の指定に係る集団性の基準	今回の農地法施行令第11条の11第1号及び第1条の19第1号の改正により、良好な営農条件を備えている農地の規模要件を「20ha」から「10ha」に引き下げるといふ規制強化の必要性において、「食料・農業・農村基本計画においては、効率的かつ安定的な農業経営が他産業並みの所得を確保し得る経営規模はおおむね10ha以上との試算がある」ことを面積引き下げの根拠としているが、「農業経営統計調査 H19個別経営の営農類型別経営統計(水田作経営)」の「3 水田作経営・主業農家」の「イ 分析指標」において、「10.0ha以上の経営耕地面積10a当たり農業所得」は、41,000円となっており、これを10haに置き換えると、10ha当たりの農業所得は410万円となると、H20年国民生活基礎調査における平均所得金額と乖離があることから、規制の必要性を正当化する理由にはなり得ないのではないか。 農用地区域の指定に係る集団性の基準を「20ha」から「10ha」に引き下げることについても同様。	1	効率的かつ安定的な農業経営が他産業並みの所得を確保し得る経営規模はおおむね10ha以上との試算については、生産調整への参加を前提とした補助金等の交付など様々な要素を加味して行われたものであり、単純に10.0ha以上の経営耕地面積10a当たり農業所得を100倍したものではありません。 いずれにしても、限りある優良農地の総量確保を行う必要があることから、良好な営農条件を備えている農地の規模要件を「20ha」から「10ha」に引き下げる改正を行うこととしたものです。
省令	第20条	下限面積の別段面積の基準	農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積について、所有権と賃借権で別々の面積を設定できないか。	1	農地法第3条第2項第5号の規定は、農地の権利を取得しようとする者の経営規模によって判断されるものであり、取得しようとする権利の種類によって下限面積の別段の面積を別々に設定することはできません。
省令	第24条	権利取得の届出を要しない場合	相続による農地の権利取得の届出は現実的に難しいと考えられるので、権利取得の届出を要しない場合を規定する省令(農地法第3条の3第1項の規定に基づく農林水産省令)に相続による権利取得を規定すべき。	1	農地等についての権利取得の届出は、農業委員会が許可等によっては把握できない農地等についての権利の移動があった場合にあっては、農業委員会がこれを知り、その機会をとらえて、農地等の適正かつ効率的な利用のために必要な措置を講ずることができるようにするものです。相続を契機とした届出は遊休農地対策等に当たっても重要なものと考えます。 国民の皆様へのPRについては、関係機関や関係団体に協力をお願いしつつ、周知に努めていきます。
省令	第32条第6号及び第53条第5号	市町村が行う公共転用の許可制への移行	国又は都道府県による公共転用(庁舎、学校、病院等)に対して法定協議制度が導入されるが、市町村がこれらを行う場合には、許可制となる。その理由は何か。	1	従来、都道府県が行う農地転用については、都道府県知事が転用許可権者であることから、転用事業の内容にかかわらず許可不要とされてきたが、市町村が行う農地転用については、土地収用法該当事業に限って許可不要とされてきました。このような違いを踏まえ、市町村については、転用許可権者との協議の成立をもって許可不要とする取扱いをしないこととしたものです。

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
省令	第33条第2号	第1種農地の転用不許可の例外事由	<p>第1種農地の転用の例外許可のうち、「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」については、規定が曖昧であり、現場において不適切な運用が行われていることから、例外許可施設から除外すべき。</p> <p>仮に、例外許可施設として残す場合であっても、該当する施設の条件を厳しくすべき。</p>	1	<p>この規定は、農業従事者の就業機会を増大させ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の集積が促進されることにより、周辺地域の農業の振興に資することとなることから設けられています。また、この施設に該当するか否かは、被雇用者の3割以上を農業従事者が占めるか否かで判断することとしています。</p> <p>今回、改正する「農地法関係事務に係る処理基準」等において、この判断をより適正に行うため、許可申請書に雇用計画及び申請者と地元自治体との雇用協定を添付することを求め、雇用協定においては、農業従事者の雇用実績を毎年地元自治体に報告するとともに、その雇用実績が3割未満となった場合にその割合を3割以上に増やすために講ずべき措置(例えば、被雇用者の年齢条件を緩和した上で再度募集する、近隣自治体にまで範囲を広げて再度募集する等)を明確にすることとしたところです。</p>
省令	第33条第2号	第1種農地の転用不許可の例外事由	<p>「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」に該当するか否かの判断に当たって、農業従事者の割合が3割以上であるとか雇用実績を報告することになっているが、法令に根拠のない基準は不適切。</p>	1	<p>従業員の3割以上を農業従事者から雇用する旨及び地方自治体と転用事業者が雇用協定の中で雇用実績を報告する旨を定めることは、改正農地法施行規則第33条第2号に規定する「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」に該当するか否かを判断するための判断要素を運用通知において示すものであり、法令の規定の内容を具体化するためには、これらの事項を運用通知に定めることが不可欠であると考えています。</p>
省令	第33条第4号	第1種農地の転用不許可の例外事由	<p>農地法第4条については、自分の所有する土地の中から選定した土地であり、代替性を根拠に他の土地へ誘導できない。農地法第5条については、不動産情報は無数にあり代わりの土地がないと言い切る根拠がない。したがって、改正農地法施行規則第33条第4号の地域の農業の振興に資する施設の代替性要件は削除すべき。</p>	1	<p>我が国の農地面積は減少の一途をたどっており、限りある優良農地を確保する観点から、第1種農地の不許可の例外規定のうち比較的位置選定に任意性のあるものについて代替性要件を追加することとしたものです。</p> <p>これまで、第2種農地において、用地の代替性を審査してきており、第1種農地においても同様の方法により審査しようとするものです。</p>
省令	第35条第5号	第1種農地の転用不許可の例外事由	<p>平成10年に農地転用許可基準が法定化される前は、農家住宅で自分の農地が50a以上ある場合には、その場所に住宅が建てられるとの基準により、多くの農家住宅が第1種農地で建設された。このため、第1種農地において、農家が後継者のために住宅を建設する場合、既存の農家住宅の拡張ということで許可してきた。今回、既存施設の拡張面積を既存施設の敷地面積の2分の1以下とした場合、後継者のための農家住宅の拡張が制限されてしまう。農家を確保するために、規制の強化は見直すべき。</p>	1	<p>地域の状況によっては、優良な農地の中に農業後継者のために住宅を建設しなければならない場合もあることは承知しています。</p> <p>こうした地域においては、改正農地法施行規則第38条及び第39条第1号の規定を用いる(農業振興地域整備計画の「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項」として農業後継者の住宅を位置付け、当該計画において、その種類、位置及び規模を定めた場合には、第1種農地であっても許可することができる)ことも考えられます。</p>

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
省令	第43条第1号	第3種農地の要件	第3種農地について、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域」とあるが、1本の道路に2種類が埋設されていなければならないのか、それとも2本の道路に挟まれる農地である場合には、例えば、1本の道路に水管、もう1本の道路に下水道管が埋設されていれば要件を満たすことになるのか。	1	改正農地法施行規則第43条第1号は、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域」と規定しており、1つの道路にこれらの施設のうち2種類以上が埋設されていることを明確にしています。 この規定は、1つの道路の沿道の区域であって、これらの施設のうち2種類以上の便益を受けられる区域を「市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内」とし、その区域内の農地を第3種農地としています。したがって、たまたまこれらの施設のうち1種類ずつ埋設された2本の道路に挟まれた農地であって、これら2種類以上の施設の便益を受けられることをもって第3種農地と判断するものではありません。
省令	第43条第1号	第3種農地の要件	第3種農地の基準である水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設された道路については、合併浄化槽の導入、プロパンガスの普及によりそれらの施設は普及していない。水管、下水道管又はガス管が普及していないことをもって市街地には適さないというのはいかかなものか。	5	第3種農地とは、「市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地」であり、一般に、水管、下水道管又はガス管の施設が整備されていれば都市的環境が整備された状態であると考えられます。これらの施設のうち水管については市街地以外の地域でも普及してきており(平成18年度における普及率97.3%)、現在では、これらの施設のいずれか1つが整備されているだけでは「市街地化の傾向が著しい」との指標とは言い難い状況となっており、判断基準と実態とがかけ離れた状況にあると考えられます。 新たな判断基準の下では第3種農地と判断することができない地域(例えば、下水道管(平成18年度における普及率70.5%)とガス管のいずれも未整備である地域)は、実態からみて未だ市街地化が進んでいない地域であると考えられ、当該地域においては、今後とも農地の確保を図っていくことが必要であると考えられます。 なお、既に市街地が形成されている地域であれば、改正農地法施行規則第44条第2号により第3種農地と判断することが可能となる場合も多いと考えられ、また、今後も計画的に市街地を形成していくことであれば、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を(農業上の土地利用との調整を了した上で)定めれば、第3種農地と判断できます(農地法施行規則第44条第3号)。
省令	第43条第1号	第3種農地の要件	公民館くらいしか、公共施設が無い集落が多数できている。 (公民館は公共施設に該当しないという。また、郵便局は民営、国営を問わず、地域の唯一の金融機関として何ら変わることなく機能しているのに公共施設でないという。) このような地域における、農家及びその親族の住宅建設は不可能になり地域崩壊となることについて、どう対処するのか。広大な農地の中に点々とある農家は家族の住宅建設すらままならないし、集落へ出たの建築を推奨しても、それさえ不可となるので、北海道独自の運用が必要ではないか。	1	改正農地法施行規則第38条及び第39条第1号に規定するとおり、農業振興地域整備計画の「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項」として農業後継者の住宅を位置付け、当該計画において、その種類、位置及び規模を定めることとすれば、第1種農地であっても許可することができます。

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
省令	第72条	利用状況調査の対象農地	農地法第30条に規定する利用状況調査の対象農地は、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可に係る農地及び土地収用法その他の法律により収用され、又は使用されることとなるものとされているが、国有農地又は競売(公売)農地は、本調査の対象としてもよいのか。	1	農地の農業上の利用を図る観点から、農地であれば調査を行う必要があり、国有農地や競売(公売)農地も対象となります。
省令	第99条第4号	行政代執行	農地法施行規則第99条第4号の命令書に関する規定(原状回復等の措置の全部又は一部を農林水産大臣又は都道府県知事が自ら講ずることがある旨及び当該原状回復等に要した費用を徴収することがある旨)は、周辺住民に対し、命令権者による代執行を予見させます。しかし、費用の回収が見込めないケースが多く慎重にならざるを得ない。このような中で、代執行を行うことを前提としたような規定は混乱を生じさせるおそれがあるので、削除すべき。	1	これまで、原状回復命令に従わない違反転用者に対しては、行政代執行法による代執行は可能であり、周辺住民による代執行の予見可能性はあったと言えます。また、原状回復命令を発するに当たっては、その後、行政代執行を実施しなければならなくなる可能性があるため、費用の徴収も含め、このことをあらかじめ違反転用者に通知しておく必要があります。このため、農地法施行規則第99条第4号を規定したところです。
通知(処理基準)	第15	違反転用への対応	農地法関係事務に係る処理基準改正案において、①都道府県知事が農業委員会に違反転用事案報告書を求めること、②都道府県知事が原状回復等の措置方針を検討すること、③都道府県知事から農業委員会に原状回復等の措置方針を通知すること、を規定することを提案する。また併せて、農地法関係事務処理要領の制定案第4の7のイの都道府県知事の処理においても、これらに関する規定を設けることを提案する。 また、違反転用に対する行政処分を行う際の地方農政局長との協議が、法律、政令、省令及び農地法関係事務に係る処理基準改正案に規定されていない。法令に規定することを提案する。	1	処理基準は、地方自治法第245条の9第5項において「目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない」と規定されており、提案にあるような詳細な内容についてまで規定することは難しいと考えられます。また、これまで、農地法関係事務処理基準や農地等転用関係事務処理要領において、違反転用への対応として、農業委員会による違反転用の報告及び都道府県知事による対応方針について規定しているところであり、提案の内容はこれまでも措置されてきたところです。 また、無断転用に対する原状回復命令は、第1号法定受託事務であり、国としても、必要な助言を行うなど、慎重な事務処理を図るための最小限の関与を行うことが適当と考えられることから、通知において、都道府県知事が当該命令をしようとするときは、国と事前に協議することを求めてきているものであり、法令に規定するものではないと考えます。
通知(処理基準)	別紙1第1の(1)の②	農地等の定義	農地法関係事務に係る処理基準改正案別紙1第1の(1)の②に、「河川敷、堤防、公園、道路等は耕作又は養畜のための採草放牧の事実があっても、それが主目的とは認められないので、採草放牧地とはならない。」とあるが、農地であれ、採草放牧地であれ、主目的として認められる場合もあるのではないのか。	1	該当部分は削除しています。
通知(処理基準)	別紙1第3の3の(2)	全部効率要件	農地法関係事務に係る処理基準改正案別紙1第3の3の(2)に「通作距離(時間)、農地等の権利を取得しようとする者及びその世帯員等の住所地と取得しようとする農地等との通作距離(時間)」を追加し、なお書きを削除されたい。	1	「効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」と認められるかについては、総合的に勘案して判断するものであり、通作距離で画一的に判断することは適当ではありません。

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
通知 (処理 基準)	別紙1第3 の3の(2)	全部効率要件	判断基準について、公正・公平性を確保するため、より客観的かつ具体的な基準を明確にしてほしい。例えば、新規就農者等への許可に対して、技術面における今後の耕作見込みについて、どのように取り扱えばよいのか等、具体的な基準を示していただきたい。	1	地域等によって条件が異なり様々な実情がある中で、全国一律に硬直的・定量的な基準等によりがたい部分については、「農地法関係事務に係る処理基準」の考え方を踏まえ、具体的な実情を勘案して判断していただきたいと考えます。
通知 (処理 基準)	別紙1第3 の6	下限面積の別 段面積の設定	『新規就農者を促進するために適当と認められる面積』の具体的な面積を示せないか。 また、別段の面積の設定は、基本的には農地法施行規則第20条第1項により、下限の面積未滿の耕作者が40%を下らないよう設定することとなることを明らかにし、10a未滿の面積が自由に定められるというよう誤解がないようにされたい。	1	今回の農地法の改正で農業委員会が地域の実情に合わせて下限面積の別段の面積を設定できるようになっており、具体的な面積を示すことは考えておりません。 また、農地法施行規則第20条第1項と第2項について、どちらが優先するという考え方はありません。 10a未滿の面積を設定する場合の条件などについては、誤解のないよう、正確に説明していきたいと考えています。
通知 (処理 基準)	別紙1第3 の6の(3) の①	下限面積の別 段面積の設定	「耕作又は養畜の事業に供している者」の数については農林業センサスの「経営耕地面積10アールさざみ農家数」を活用することとされているが、2005年農林業センサスでは公表されていないのではないか。	1	該当部分について、「経営耕地面積規模別農家数」等を活用する、と修正しています。
通知 (処理 基準)	別紙1第3 の6	下限面積の別 段面積の設定	別段面積の設定基準と農業委員の選挙権、被選挙権等の整合は図るため、別段面積の設定基準を10アール以上にするか、農業委員会法第8条第1項第1号の面積を改正する必要があるのではないか。	1	今回の別段面積に係る改正の趣旨と農業委員会法における農業委員の選挙権・被選挙権の規定の趣旨は直接関係するものではありません。
通知 (処理 基準)	別紙1第3 の8の(1)	地域調和要件	地域との調和要件に該当し、不許可相当と判断されるものについて5項目の例示があるが、地域農産物に対する消費者の信頼を損なうおそれがあり、地域農業に大きな影響を与える可能性があることから、「一般作物を栽培している地域で、遺伝子組換え作物の栽培を行う場合」についても例示に加えるべき。	1	「農地法関係事務に係る処理基準」の中で、代表的な事項について例示しており網羅的に示しているものではなく、権利取得により地域の農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあるかという観点から判断していただきたいと考えます。
			地域調和要件に関しては抽象的表現が多く、判断に迷うことから、できるだけ多くの具体例を示していただきたい。	1	
通知 (処理 基準)	別紙1第3 の8の(1) の⑤	地域調和要件	「極端に高額な借賃」との表現がされているが、「極端」とは具体的にどれくらいを指すのか。現場で摩擦が起きるのは明らかであるため、曖昧な表現ではなく明確な基準を示すべき。	3	地域等によって条件が異なり様々な実情がある中で、全国一律に硬直的・定量的な基準等によりがたい部分については、「農地法関係事務に係る処理基準」の考え方を踏まえ、具体的な実情を勘案して判断していただきたいと考えます。

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
通知 (処理 基準)	別紙1第3 の8の(2)	地域調和要件	許否の判断に当たっては、現地調査を行うものとするがあるが、使用貸借権の設定や一括贈与や家族内贈与についてまで、現地調査をする必要があるのか疑問に思う。現地調査については、あくまでも売買、法人等への賃借権設定に限定してはどうか。また、現地調査とあるが冬期間現地調査が不可能な地域は、許可できないと判断し申請書の受付をしなくてもかまわないのか。	1	周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあるかの判断に必要な情報については、許可規制の対象となるものについて現地調査等を行い、適切に把握していただく必要があります。
通知 (処理 基準)	別紙1第3 の8の(2)	地域調和要件	農地法関係事務に係る処理基準改正案の別紙1第3の8の(2)の「すべての事案について調査を要する」を「状況に応じて現地調査を行うこと」に改められたい。	1	
通知 (処理 基準)	別紙1第3 の8の(2)	地域調和要件	農地法第3条第2項第7号の判断をするに当たり、農業委員会は、一筆ごとの農地の利用者やどんな作物を栽培しているか、栽培体系まで把握する必要があるか。	1	
通知 (処理 基準)	別紙1第3 の9の(2) の①	農業生産法人 以外の法人等 が農地の賃借 を行う場合の 要件	農地法第3条第3項の許可に係る、適切な役割分担要件について、処理基準の別紙1第3の9においては、例示として、話し合い活動への参加・・・などが記載されているが、その参加すべき者は、常時従事する業務執行役員であるとしているのか。そうであれば、当該役員の居住地について、権利取得する農地との距離などに関して一定の要件を課すべきではないか。	1	話し合い活動に参加する具体的な者を特定しているものではありませんが、農業に常時従事する業務執行役員は、地域との調整役として責任を持って対応できる者であることを明らかにしています。
通知 (処理 基準)	別紙1第3 の9	農業生産法人 以外の法人等 が農地の賃借 を行う場合の 要件	改正農地法第3条第3項で許可を受ける場合、法人の支店、営業所など農作業の拠点となる所在地や農作業を受託した者の居住地から当該農地へ農作業に従事することが可能か判断基準に定める必要があるのではないか。	1	農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を行う場合においても、同条第2項第1号の「効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」と認められるかについて、総合的に勘案して判断するものであり、通作距離で画一的に判断することは適当ではありません。
通知 (処理 基準)	別紙1第3 の9の(2) の②	農業生産法人 以外の法人等 が農地の賃借 を行う場合の 要件	農地法第3条第3項の規定の適用を受けて農地を賃借しようとする者が、農業用施設のために農地を転用する場合があると考えられるので、改正農地法第3条第3項第2号の「継続的かつ安定的に農業経営を行う」こととの処理基準として示されている「機械や労働力の確保状況等」とあわせて「農業用施設用地等の転用計画」についても留意するようにしていただきたい。	1	農業用施設への転用については、権利主体によって許可基準が変わるものではありませんが、転用許可に当たっては厳正に審査していく必要があると考えています。
			農地法第3条第3項の許可で農地を借り入れる個人・法人も、耕作又は養畜の事業を行う者となるのであれば、農業用施設用地への転用(第5条)で所有権取得も可能と考えられ、農地そのものの所有権取得を制限することと矛盾することにならないか。	1	



区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
通知 (処理 基準)	別紙1第3 の9の(2) の③	農業生産法人 以外の法人の 役員の常時従 事要件につい て	農地法第3条第3項第3号に規定する1人以上の業務執行役員が常時従事する「耕作又は養畜の事業」は、農作業に限定し、営農計画の作成、マーケティング等は含めるべきではない。	2	農地法上、農作業への常時従事が必要とする場合は、法律に「農作業」と規定されています(農地法第2条第3項第3号、第3条第2項第4号等)が、農業生産法人以外の法人の業務執行役員の常時従事要件では、「耕作又は養畜の事業」と規定(農地法第3条第3項第3号)されています。
通知 (処理 基準)	別紙1第3 の9の(2) の③	農業生産法人 以外の法人の 役員の常時従 事要件につい て	これまでの特定法人貸付事業と同様に、耕作の事業への業務執行役員の常時従事には企画管理業務が含まれるが、施行後の実施状況を検証し、必要があれば農作業を必ず含むものとするなど、所要の見直しを行うべき。	1	これまでの特定法人貸付事業の業務を執行する役員が常時従事する耕作又は養畜の事業と同様です。農地に限らず、一般的に、およそ制度については、状況を勘案し施策の在り方等に検討を加えていく必要があるものと考えます。
通知 (処理 基準)	別紙1第4	許可の取消	改正農地法第3条第3項で許可したあとに、例えば、水利調整に参加しない営農が行われることにより、他の農業者の農業水利が阻害される場合、改正農地法第3条の2第1項第1号及び第2号で対応できると考えるがどうか。	1	担当である水路の維持管理の活動に参加せず、その機能を損ない、周辺の農地の水利用に著しい被害を与えている場合は、農地法第3条の2第1項第2号に該当するものと考えます。
通知 (処理 基準)	別紙1第5	相続等の届出	相続等により権利取得した場合の届出時期はいつか。相続により権利取得した場合、届出時期は相続が発生したときか、権利放棄や遺産分割したときか。	2	権利を取得した時点から届出を行う必要があり、相続により権利取得した場合、相続が発生したときと権利放棄及び遺産分割をしたときのいずれも届出を行う必要があります。
通知 (処理 基準)	別紙1第3 の10	農業生産法人 以外の法人等 が撤退した場 合の混乱防止	農地法処理基準第3の10において、権利取得者(農業生産法人以外の法人)が農業から撤退等をする際の混乱を防止するため許可する際に農業委員会として「原状回復措置などについて契約上明記されているか確認するものとする。」との処理基準が示されているが、法人等が倒産した場合、原状回復が行われないことも想定されるが、これら対抗措置としての原状回復の費用負担を別の第三者に保証させるなど契約に盛り込むことができないのか。	1	「農地法関係事務に係る処理基準」第3の10の(1)について、「次の①から④までの事項が契約上明記されているか、①から④までの事項その他の撤退した場合の混乱を防止するための取決めを実行する能力があるかについて確認するものとする」と修正しています。 また、「農地法関係事務処理要領」様式例第10号の2の9の(1)について、「乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う」と修正しています。
通知 (処理 基準)	別紙1第3 の10	農業生産法人 以外の法人等 が撤退した場 合の混乱防止	処理基準の別紙1第3の10において示されている農業生産法人以外の法人等の賃貸借の許可に当たっての賃貸借契約の確認事項と、事務処理要領の様式例第10号の2において示されている農地(採草放牧地)賃貸借契約書の内容の整合がとれていないのではないか。	1	
通知 (事務 処理要 領)	様式例第 10号の2	賃貸借契約書 様式			

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
通知 (処理 基準及 び事務 処理要 領)	処理基準 第6の3及 び事務処 理要領第 4の6	市街化区域内 農地等の転用 の届出	市街化区域内の農地において転用の届出をする場合、都市計画法第29条第1項の許可を受けたことを証する書面の添付を義務付けているが、生産緑地については、生産緑地法第8条の許可があったことを証する書面を添付することになっていない。農地法と生産緑地法の整合性を確保するため、農地法施行規則の見直し、また、処理基準・事務処理要領への追記を願いたい。農業委員会は、生産緑地の指定を受けている農地において、農地法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の届出がされた場合、生産緑地で制限されていることを目的とした転用行為であっても、受理しなくてはならないこととなっている。	1	届出の受理・不受理は形式上の審査によって決定され、転用事業の実現の確実性を判断することとはされていません。したがって、届出書に生産緑地法第8条の許可があったことを証する書面が添付されたとしても、転用事業の実現の確実性が担保されるものではないことから、添付書類として追加する必要性は低いと考えています。
通知 (運用 につい て)	第1	農業生産法人 以外の法人等 に農地の賃借 権の設定の許 可を行う場合 の市町村長の 意見	農地法第3条第3項の許可に係る市町村長の意見について、運用通知第1では「農用地利用改善事業等の実施が困難となる権利取得」としているが、「農業経営基盤強化促進事業の実施が・・・」とすべきではないか。あるいは地域調和要件との関連も含めれば「基本構想の実現に支障が生じる権利取得」とすべきではないか。 なお、改善事業等とした意味が不明で、あるいは、集落営農(特定農業団体)による地域での土地利用体系に影響を及ぼすこと等を考慮して、という考え方なのか。	1	市町村長が整合性を図る必要がある地域における土地利用計画等の例として記載しています。農用地利用改善事業は、農用地の権利を有する者の組織する団体が定める農用地の利用に関する規程に基づき、農用地の集団化、農作業の効率化などを推進するものです。
通知 (運用 につい て)	第2の1の (1)のイ の(イ)の Cの(c)	第1種農地の 転用不許可の 例外事由	「農地法の運用について制定案」において、「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」について、「農業従事者個人の住宅等特定の者が利用するものは含まれない」との解釈が示されている。 北海道においてはこれまで農業者の住宅を当該施設に該当するととして、第1種農地又は甲種農地において転用許可を行ってきた。新たな解釈によって農業者の住宅を許可できないとなると、現場が混乱するため、これまでの解釈を引き続き認めてほしい。	36	従来から「農業者の良好な生活環境を確保するための施設」とは、農業従事者の生活環境を改善するだけでなく、地域農業の活性化を図ることにより地域の農業振興に資するものを指しています。例えば、集会施設、農村公園、農村広場、上下水道施設等の集落の居住者が共同で便益を受ける施設を指し、この施設に住宅は含まれていないとしており、今回、通知においてこれを明確にしたものです。 なお、改正農地法施行規則第38条及び第39条第1号に規定するとおり、農業振興地域整備計画の「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項」として農業後継者の住宅を位置付け、当該計画において、その種類、位置及び規模を定めた場合には、第1種農地であっても許可することができます。

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
通知 (運用 について)	第2の1の (1)のエ	第3種農地の 要件	第3種農地の判断に当たっては、許可権者によって判断が異なることのないよう、「教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設」を具体的に例示していただきたい。	2	その施設が公共施設又は公益施設であるか否かは、施設の種類だけでなく、誰が設置する施設であるか、どういう目的で設置する施設であるかによっても判断が左右されるものであり、通知において具体的に例示することは困難です。 都道府県知事等が行う農地転用許可事務の実態調査を通じて得た不適切な事案の情報を共有することによって、公共施設又は公益施設に該当するか否かの判断の実例を積み上げていくことが重要と考えています。
通知 (運用 について)	第2の7の (2)のエ	違反転用への 対応	都道府県知事が原状回復命令等をしようとするときは、地方農政局長に協議することとされているが、当該命令は、自治事務であり、協議は一律に行うべきものではないと思われる。	1	無断転用に対する原状回復命令は、第1号法定受託事務であり、国としても、必要な助言を行うなど、慎重な事務処理を図るための最小限の関与を行うことが適当と考えられることから、都道府県知事が当該命令をしようとするときは、国と事前に協議することを求めているところです。
通知 (運用 について)	第3の2	遊休農地に関 する措置	農地法第30条の利用状況調査については、農業委員会が法的に実施することと改正され、実施方法は運用通知に記載されているが、実施した農地の利用状況の判断基準を明確にしないと各農業委員会で判断基準が多様であっては調査をする意義がないので、判断基準を明確にする必要がある。また、現在農業委員会等に協力を求めて実施している遊休農地全体調査を今後も実施するのか。実施する場合、委員会としては法的根拠のある利用状況調査を実施するだけで、精一杯と思われる。	1	遊休農地に該当するかの判断基準は、「農地法の運用について」第3の2の(1)に規定していますが、「農地法の運用について」の中で、代表的な事項について例示しており、網羅的に示しているものではありません。 なお、地域等によって条件が異なり様々な実情がある中で、全国一律に硬直的・定量的な基準等によりがたい部分については、「農地法の運用について」の考え方を踏まえ、具体的な実情を勘案して判断していただきたいと考えます。 また、平成20年度に実施した耕作放棄地全体調査については、平成21年度以降フォローアップ調査をすることとなっておりますが、利用状況調査と併せて行うなど効率的に取り組んでいただきたいと考えます。

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
通知 (運用 について)	第4の(1)	賃借料情報の 提供	<p>農業委員会が提供する賃借料情報については、今後においても円滑な権利設定等が行えるよう情報提供の際、平均額、最高額、最低額に標準小作料に準ずる推奨する価格の提供をするべき。 また、賃借料が標準小作料で設定され継続中の取扱い分はどうか。</p>	1	<p>かつてのように経済的に優位な立場の地主から高額の小作料を押しつけられるといった状況は想定されず、実際に近年では小作料の減額勧告の実績もほとんどないこと等から農地法改正により標準小作料制度は廃止されました。 地域における賃借料の目安は重要であると考えられるため、農業委員会が実勢の賃借料情報を収集し、整理して提供していただく必要があります。 この賃借料情報を参考に当事者が十分に話し合っ賃借料の額を決めていただきたいと思います。 また、賃借料の額が標準小作料として設定されている場合には、改正法施行後、賃借料情報を踏まえ、具体的な賃借料を定めてください。 なお、賃借料情報については、実際に成立した農地の賃貸借契約の賃借料のデータから平均額等を求めるものです。</p>
			<p>現在の標準小作料は米の生産調整を前提に決定しているが、標準小作料が廃止されると生産調整の協力者と非協力者では借賃の価格に差が出るのが予想される。非協力者の借賃が高い場合に、貸し主はこちらに貸し付ける傾向となり、米の需給調整に支障を及ぼす恐れもある中で標準小作料を廃止してよいのか。 また、賃借料情報について、転作の扱いの基本的な考え方を御教示願いたい。</p>	1	
			<p>農地法の運用について制定案第4の(1)に、「カ. その他の賃借料情報の提供 農業委員会は、借地料が極端に高くなるよう指導を行うため必要な場合は、実勢賃借料の情報提供とあわせて、担い手の経営を守る視点から適切な賃借料水準の情報も提供できるものとする」を追加すべき。</p>	1	
			<p>小作料の標準額制度の廃止に伴う農業委員会による参考賃料の情報提供について、ガイドライン等で明文化してほしい。</p>	1	
通知 (事務 処理要 領)	第4の1及 び様式例 第4号	農地転用の許 可申請	<p>農地転用に係る申請様式及び添付書類等の全国統一化を求める。</p>	1	<p>農地法関係事務処理要領案において、様式例を示しているところ す。 また、転用許可権者において、必要な書面の添付を申請者に求めて いない等、申請書類の取扱いにおいて不適切な処理が行われている 場合には、是正を求めていくこととしています。</p>

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
通知 (事務 処理要 領)	第4の7	違反転用への 対応	<p>都道府県は、農業委員会から違反転用の通知を受けても直接指導は行わない。</p> <p>違反転用の是正については、都道府県に、住民の通報により主体となって対応する違反転用取締りの専門部署を設置し、違反転用への監視指導に当たらせるべき。</p>	1	<p>違反転用に対しては、これまでも、その是正を図る観点から、都道府県知事による違反転用者に対する原状回復に向けた指導や原状回復命令等の是正措置を講じてきたところであるが、今回の農地法改正において、違反転用者が是正命令に従わない場合には原状回復等の措置を国又は都道府県自らが講ずる行政代執行制度を盛り込み、より一層強力にその是正に取り組んでいくこととしたところです。</p> <p>そうした法改正とともに、これまでも農業委員会が違反転用を発見した場合は、都道府県知事に対して報告し、都道府県が違反転用の是正に向けて適正に対応するように通知等において示してきたところですが、今回の通知等の改正により、原状回復を図ることを基本として、より一層強力に違反転用の是正に取り組むこととしています。</p> <p>なお、違反転用の取締りの専門部署の設置の要否については、都道府県が判断することとなりますが、国としては、違反転用の是正等に向け、引き続き関係機関と連携を取りその是正に努めていきたいと考えています。</p>
通知 (事務 処理要 領)	第4の7	違反転用への 対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>違反転用については、法律により手続や指導を行う行政としては厳しいこともできず、歯がゆい部分も多々ある。農地法によって規定するのが難しいのであれば、事務処理要領等の中に違反転用者に対してのペナルティーとなるような内容を盛り込んでいただきたい。</li> <li>違反転用に対する代執行制度の創設は、意味があると思う。ただし、全国的にみてこれほど多い違反転用に対し原状回復命令さえ出せない。真面目に手続をする者が損をするような風潮をこの代執行制度で本当に正常化できるのか。また、違反転用についてはこの罰則を容易に科す方法を講じていただきたい。</li> </ul>	2	<p>違反転用に対する処分や罰則は農地法に規定されています。今回の農地法改正において、違反転用者が原状回復命令に従わない場合には原状回復等の措置を国又は都道府県自らが講ずる行政代執行制度を盛り込み、より一層強力にその是正に取り組んでいくこととしたところです。そうした法改正とともに、今回の通知等の改正において、原状回復を図ることを基本として、違反転用の是正に取り組むこととしています。</p> <p>また、農地法の改正により罰則も強化しており、法人による違反転用の罰金の上限を現行の300万円から1億円に引き上げたところです。</p>
通知 (事務 処理要 領)	様式例第 1号の1	第3条許可申 請様式	<p>様式例第1号の1(農地法第3条の規定による許可申請書について)について、農業委員会において申請書を変更することは可能か。</p>	2	<p>「農地法関係事務処理要領」でお示している申請書は様式例です。農地法第3条の許可基準を適切に判断できるものを使用してください。</p>
通知 (事務 処理要 領)	別紙2第7 の3	旧所有者等へ の周知及び旧 所有者等に係 る知れているも のの範囲	<p>農業目的に利用しない自作農財産の売払いの相手である旧所有者等への周知については、事務の迅速化を図るため、「旧所有者又はその一般承継人であって知れているものへの通知」又は「公告」のどちらかを選択できるような制度にすべきではないか。また、「知れているもの」の範囲を明確に定めるべきではないか。</p>	1	<p>旧所有者又はその一般承継人への周知については、①公告することを原則とし、②旧所有者等で現に知れているものに限り更に通知を行います。</p> <p>また、「知れているもの」は、「農地法関係事務処理要領」の別紙2の第7の3に定めています。</p>

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
	その他		農地法第3条の3第1項により、相続等の権利取得については、届出が一般国民に義務付けられることになったが、現実的には一般国民はその旨を知っていない。国は一般国民に向けてこの届出について、もっとPRすべきではないか。	5	農地等についての権利取得の届出は、農業委員会が許可等によっては把握できない農地等についての権利の移動があった場合にあっては、農業委員会がこれを知り、その機会をとらえて、農地等の適正かつ効率的な利用のために必要な措置を講ずることができるようにするものです。相続を契機とした届出は遊休農地対策等に当たっても重要なものと考えます。 国民の皆様へのPRについては、関係機関や関係団体に協力をお願いしつつ、周知に努めていきます。
	その他		法定相続人への生前贈与について、相続と同様に、農地法の許可を要しないものできないか。	1	相続は被相続人の死亡による財産上の地位の包括的な承継であり、権利移転のための法律行為があるわけではないため許可不要としています。一方、生前贈与は贈与する者の意思表示に基づき所有権を取得するものであり、売買による所有権の取得等と同様に、農地法第3条第2項各号の許可要件を満たした者が権利を取得しなければなりません。
	その他		今回の改正で、農地の権利取得制限を今までより大幅に緩和した改正となったが、最初に厳格な法の下で取り扱うべきものを入口は緩やかにし、その後の利用状況において、市町村農業委員会が指導や勧告等の出口業務を行うこととなるのはいかがなものか。もっと積極的に国・県が関与すべきではないか。	1	農業委員会には、地域における農地事情に精通した重要な機関として、農地制度の運用に携わっていただく必要があると考えます。
	その他		農地法で新たに増える業務については、農業委員会の運用において、今後法施行後の混乱が予想される。国で相談窓口を設けるなどフォローアップ体制を充実すべき。	1	各地方農政局に相談窓口を設置しています。御不明な点がございましたら、管内農政局窓口にお問い合わせください。
	その他		現在、農地法第3条(町外者の取得分)、第4条及び第5条の許可申請事務を市町村へ権限委譲しているところが多いが、国が自ら関与して農地の規制を厳しくするのであれば、なぜ市町村に権限委譲しているのか疑問。国が直接実施すればよいのではないか。また、市町村が実施している委譲事務を、国はその中身までよく審査すべきではないのか。	1	農地法上、4ha以下の農地の転用許可権者は都道府県知事と定めており、市町村・農業委員会に権限を委譲できることとはしていません。また、地方自治法第252条の17の2の規定により、都道府県知事が転用許可権限の一部を委譲できますが、これは都道府県知事の権限に属する事務について一般的に認められている取扱いであります。 なお、転用許可権限の委譲を受けた市町村に対しては、改正農地法第59条第2項の規定により、不適切な事務処理が行われている場合には、都道府県知事が是正の要求を行うこととしています。なお、事務処理要領等において、当該市町村における転用許可事務の実施状況についても、国が毎年行う農地転用許可事務実態調査を行うこととしています。

【農業経営基盤強化促進法関係】

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
通知 (基盤強化法の一部改正)	第1の2の(1)のアの(ア)	「面的集積」の定義	第1の2の(1)のアの(ア)に規定する「面的集積」の定義を記載すべき。(農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準第2の3からの引用なのか。)	1	「農業経営基盤強化促進法の一部改正について」において、「面的にまとまった形での利用集積(以下「面的集積」という。)」と修正しています。
通知 (基盤強化法の一部改正)	第1の2の(7)のイ	農地利用集積円滑化事業規程	複数の農地利用集積円滑化団体が同じ地域で事業を実施する場合には、農地利用集積円滑化事業規程においては、すべての事業を定めるものの、毎年度の事業計画においては、他の円滑化団体と重複する農地所有者代理事業の取組はなしとすることも可能とすることを明記していただきたい。	1	農地所有者代理事業は、農用地の保有リスクを負うことなく面的集積に取り組めるものであり、農地利用集積円滑化事業の基本となる事業であることから、農地利用集積円滑化事業を行おうとする場合には、農地所有者代理事業を行うことが必須です。
通知 (基盤強化法の一部改正)	第1の2の(6)のアの(ア)	農地利用集積円滑化事業	農業経営基盤強化促進法の一部改正について制定案4ページ、第1の2の(6)のアの(ア)において、農地利用集積円滑化事業を行おうとする場合、農地所有者代理事業を行うことを必須としているが、農地売買等事業のうち貸借事業のみとする円滑化団体も認めるべき。	1	
通知 (基盤強化法の一部改正)	第1の2の(7)のイ	農地利用集積円滑化事業規程	広域農協が、複数の市町村で農地利用集積円滑化事業を行う場合、事業規程についてそれぞれの市町村の承認を得る必要があるが、複数の事業規程を作成するのではなく一つの事業規程に複数の市町村名を列挙して場合でも承認とするよう、考え方を整理し周知することが必要と考える。	1	農地利用集積円滑化事業規程はそれぞれの市町村が判断するものですので、市町村ごとに作成していただきたいと考えています。
通知 (基盤強化法の一部改正)	第1の2	農地利用集積円滑化事業	制定案では、農地利用集積円滑化事業の所有者代理事業の目的について「農用地の面的集積の円滑な促進を図るため」と表現されているが、法令文案には「面的集積」の記載は一切なく、担い手への「農用地の利用の集積の円滑化を図るため」となっている。事業の目的は、法令文案のとおり、まずは担い手への農地集積であることから、制定案等、今後作成されるPR資料等においても、同事業が面的集積に限定されるかのような表現は避けるべき。 (今後、市町段階で円滑化団体の検討が進められる中、同事業が面的集積に限定されるかのような誤解を与えかねない。担い手には、新規就農者や企業も含まれ、当初から面的集積に繋げることは困難。)	1	農地利用集積円滑化事業は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用しやすいように農用地の面的集積を図ることを目的としています。個々の貸付け等が直接的集積を行うものでない場合でも可能ですが、その場合でも、地域の農用地の面的集積が全体として進むことに寄与するものであることが重要です。

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
通知 (基盤 強化法 の一部 改正)	第1の2の (5)	農地利用集積 円滑化事業	北海道では本州に比べて農地の分散状況が著しく小さいこと、既に担い手集積率が8割以上となっていること、さらに、現在農業委員会が実施しているあっせんや農地保有合理化法人による売買等事業で十分だとする意見が多く、円滑化事業の必要性に対する疑問の声が強くなってきている。本事業への取組は、市町村の農業状況や農地流動化推進体制などを踏まえ、任意設置とし、市町村基本構想への記載についても「実施しない」とすることを認めること。	1	農地利用集積円滑化事業は、農用地の面的集積を促進するために、新たに基盤強化法に位置付けられた事業です。農用地の効率的利用を促進する観点から、農業委員会のあっせんや都道府県段階の農地保有合理化事業のみならず、農地利用集積円滑化事業にも取り組んでいただく必要があります。
通知 (基盤 強化法 の一部 改正)	第1の2の (6)のAの (カ)	農地利用集積 円滑化事業	施行規則では「委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項」が、農地利用集積円滑化事業規程において「定めるべき事項」とされているが、制定案第1の2の(6)のAの(カ)には「…保全のための管理を行う事業を実施する場合には」との記載がある。円滑化団体による保全管理事業は必須事業なのか任意事業なのか明確にすべき。	1	農地利用集積円滑化団体が、委任を受けた農用地について行う保全のための管理を行う事業については、任意としています。
通知 (基盤 強化法 の一部 改正)	第1の2の (6)のAの (キ)	農地利用集積 円滑化事業	円滑化団体が委任契約の申し込みを受けた場合、正当な理由なしに拒んではならないとされ、正当な理由の一つとして「農業上の利用を図るためには相当のコストを要する等周辺農地等に比して農用地等としての機能が著しく低下している場合」が例示されているが、より具体的な判断基準をガイドライン等により明示すべき。	1	「農業経営基盤強化促進法の一部改正について」では、網羅的に記載しているものではなく、主なものの考え方を例示しているところです。個別事案ごとに「農業経営基盤強化促進法の一部改正について」の考え方を踏まえ、具体的な実情を勘案して判断していただきたいと考えます。
通知 (基盤 強化法 の一部 改正)	第1の2の (6)のAの (キ)のc	農地利用集積 円滑化事業	「c その土地の所有権につき争いがある場合」が「正当な理由」として例示してあるが、「所有権につき争いがある」とは、抵当権等所有権以外の物権についても適用できるのか。それとも、相続等によるトラブル状態の所有権に限るのか。 具体的には、抵当権者が地域農業の調和を乱すもの(JA、銀行等以外のノンバンク系金融機関等)である場合、トラブルが予想される。	1	



区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
通知 (基盤 強化法 の一部 改正)	第1の2の (6)	農地利用集積 円滑化事業	市町村以外の団体(具体的にはJA)が農地利用集積円滑化事業を実施する場合、農地情報が個人情報に該当するため市町村・農業委員会が円滑化団体に対して情報提供を十分に行わない可能性があるため、市町村等に対して配慮していただけるよう指導していただきたい。理想としては、市町村の基本構想に円滑化団体・市町村・農業委員会のそれぞれの役割を明記し、併せて農地情報の共有化についても記載されるよう指導いただきたい。	1	農業経営基盤強化促進法第37条では、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体は、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するように努めるものとするが明確に規定されています。 また、「農業経営基盤強化促進法の一部改正について」第1の2の(6)においても市町村が中心となって、農地利用集積円滑化事業をどのように進めていくのか、実施主体としてどのような者が適当なのか等について、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体による検討の場を設けることが望ましいとしておりますので、連携して事業を行っていただきたいと考えています。
通知 (基盤 強化法 の一部 改正)	第1の2の (6)	農地利用集積 円滑化事業	農地利用集積円滑化団体は、事業の普及啓発や合意形成のための活動を行うこととされているが、農地利用集積円滑化団体だけでは負担が大きいため、関係機関・団体の連携・役割分担について、明記すべき。	1	
通知 (基盤 強化法 の一部 改正)	第1の2の (6)	農地利用集積 円滑化事業	十分農地利用調整機能の役割を發揮している農業委員会においては農業委員会が包括的に農地利用集積円滑化団体になることを正式に認めるべき。	1	農業委員会は、市町村に執行機関として置かれる市町村の機関として、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定等の業務を行うところであり、市町村が農地利用集積円滑化事業の実施主体となれること、当該業務を行う農業委員会が農用地の所有者の代理人となることは適当でないこと等から、農地利用集積円滑化事業の実施主体となるものではありませんが、地域における農地事情に精通した重要な機関として、農業者との連絡調整等、農地利用集積円滑化事業に積極的に関わっていただくことが望ましいと考えています。
通知 (基盤 強化法 の一部 改正)	第1の2の (6)のオの (オ)及び イの(イ)	農地利用集積 円滑化事業	地域との調和の考え方として、農地の利用集積に当たっては、地域の担い手を最優先に協議・調整することを盛り込むべき。	2	「農業経営基盤強化促進法の一部改正について」の第1の2の(6)のオの(オ)及びイの(イ)の農地利用集積円滑化事業による貸付け等については、地域の認定農業者等に集積することを優先して行うこととしております。
通知 (基盤 強化法 の一部 改正)	第1の2の (5)のオ	市町村基本構 想	第1の2の(5)のオの「農地利用集積円滑化事業を行う者」については、市町村基本構想に農地利用集積円滑化事業を行う者の「要件」を規定することを意味すると思われるが、該当部分の記載内容が抽象的すぎるため、もっと具体的な記載に改めるべき。	1	
	第1の2の (5)	市町村基本構 想	農地利用集積円滑化事業について、都道府県の基本方針及び市町村の基本構想を改正する必要がある。本来は各自治体で作成するものと思うが、どのような条項が必須なのか等について、国の方で柱となる内容を示し、各自治体でそれを地域に併せてカスタマイズできるよう、基本方針等の案を是非作成していただきたい。	1	市町村基本構想に記載する必要がある農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項等については、「農業経営基盤強化促進法の一部改正について」の第1の2の(5)に記載上の留意事項等を示しています。これを参考に、実情に応じ具体的に記載していただきたいと考えています。
	第1の2の (6)	市町村基本構 想	農地利用集積円滑化事業の推進について、市町村が中心となって検討の場を設けることとなっているが、検討により明確となった市町村の役割や関係機関等の役割分担などについて市町村基本構想に記述しておくことが必要。	1	

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
通知 (基盤 強化法 の一部 改正)	第2の1	市町村基本構 想の記載事項	市町村基本構想への記載事項の「効率的かつ…農業経営を営む者 に対する農用地の利用の集積に関する目標」について、従来の担い手 への集積シェア目標に加え、新たに「面的集積についての目標」を記 述するとの記載があるが、法令文案中に「面的集積」の記載がなく、用 語の定義もない。記載を必須とする場合は、定量的な数値目標に限定 することなく、定性的な表現も可能とすべき。	1	「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の 集積に関する目標」として記載する必要がある面的集積についての目 標については、定性的な内容でも差し支えありません。
通知 (基盤 強化法 の一部 改正)	第3の1	市町村基本構 想	地域での役割分担について、市町村との協定締結と同等の市町村の 関与が必要であることから、 ① 参入法人等の地域での役割を市町村基本構想に位置付ける ② 地域の担い手による農地権利取得を市町村基本構想に明記する ことが必要である。	1	「農業経営基盤強化促進法の一部改正について」の第2の1の(2)に おいて、市町村基本構想に記載する内容として、「認定農業者等への 農用地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン」を記載していま す。
通知 (基盤 強化法 の一部 改正)	第3の1の (2)のイ	農用地利用集 積計画	原状回復義務について、農用地利用集積計画の各筆明細や共通事 項の雛形を示して、確実な実行を担保すること。	1	「農業経営基盤強化促進法の一部改正について」の別添1の利用権 設定等委任契約書例の別紙1を参考にしてください。
通知 (基盤 強化法 の一部 改正)	第3の1の (4)のアの (ア)のc	農用地利用集 積計画の取消 し	第3の1の(4)のアの(ア)のcに規定する内容は、農業委員会の事務と 市町村長の事務が混在しており、市町村長と農業委員会のどちらが担 当するのか分からない。	1	「農業経営基盤強化促進法の一部改正について」第3の1の(4)の アの(ア)のcにおいて、農業委員会において、指導、権利の設定者に対す る貸借の解除を行う意思の確認を行い、市町村において農用地利用 集積計画の取消しを行う旨の記述に修正しています。
通知 (基盤 強化法 の一部 改正)	第3の2	利用権設定等 促進事業	相続未登記農地(所有者が死亡)の場合であっても、法定相続持分 の2分の1を超える同意で行うことは可能か。	1	期間5年以下の利用権設定をする場合において、遺産分割がなされ ておらず共有になっている場合の農用地の所有権を有する者の同意 については、原則として法定相続分で判断することとなります。 ただし、遺言等がある場合には、原則としてその定めによって相続分 が決められることとなりますので、それぞれの相続人の相続分で判断 する必要があります。 なお、共有持分(法定相続分)を有する者の同意は、2分の1を超え る必要があることに御留意願います。

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
通知 (基盤 強化法 の一部 改正)	別添1の 第10条	利用権設定等 委任契約書	別添1の第10条において相続人が委任者の地位を承継することとしているが、市町村が農用地利用集積計画を作成した後に、共同相続人のいずれかから異議の申出があることも想定されるため、民法第653条の規定どおり委任者の死亡により契約は終了することとした方がよいのではないか。	1	「農業経営基盤強化促進法の一部改正について」の別添1で示した利用権設定等委任契約書については、参考として示したものですので、これを参考に、実情に応じて、活用していただきたいと考えています。
通知 (基盤 強化法 の一部 改正)	別添1の 第10条	利用権設定等 委任契約書	今回示された委任契約書例について、別添1の第10条に契約の承継とあるが、民法上委任契約が委任者死亡により終了し、かつ、相続人は当該契約を存知していない状態で経営承継しても本当に大丈夫か。トラブルの原因になるのではないかと。	1	
通知 (基盤 強化法 の一部 改正)	別添1の 別紙1の (6)のウ	利用権設定等 委任契約書	別添1「利用権設定等委任契約書(案)」の別紙1の(6)のウにおいて、丙丁の協議が整わない場合には市町村が有益費の額を認定することになっているが、当該委任契約は農地法第3条第1項の許可の場合及び農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業の両方に対応する内容となっており、農地法第3条第1項の許可に基づく賃貸借契約の場合にも有益費の額を市町村が認定するのは問題があるのではないかと。	1	
通知 (基盤 強化法 処理基 準)	第2の4の (3)	都道府県基本 方針	第2の4の(3)の記載が抽象的であるため、もっと具体的に記載すべきではないか。または、県基本方針の試案的なものを示すべき。	1	都道府県基本方針に記載する事項については、「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準」に記載上の留意事項等を示しています。これを参考に、実情に応じて具体的に記載していただきたいと考えています。
通知 (基盤 強化法 処理基 準)	第3	市町村基本構 想への都道府 県知事の同意	市町村基本構想への県知事の同意は法定受託事務であるため、要件を満たさない市町村基本構想への同意を防ぐためにも、処理基準第3において市町村基本構想への必須記載事項について具体的に示すべきではないか。または、市町村基本構想の試案的なものを示すべき。	1	市町村基本構想に記載すべき事項は、農業経営基盤強化促進法第6条第2項に規定されていますので、これらの事項が記載されている必要があります。
通知 (基盤 強化法 処理基 準)	別添1の 別紙1	利用権設定等 促進事業	農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の「解除する旨の条件」を付与する場合の条件の例示と違約金の目安を例示願います。	1	「農業経営基盤強化促進法の一部改正について」の別添1の利用権設定等委任契約書例の別紙1に解除条件等の記述を例示していますので、参考にしてください。

【農業振興地域の整備に関する法律関係】

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
政令	第5条	集団的な農用地の面積要件	設定基準を20ha以上から10ha以上に変更しても農用地区域への編入はあまり期待できない。また、この変更をもって確保すべき農用地等の目標値を過大に設定すべきではない。	1	<p>農用地区域に含めるべき土地である集団的な農用地の面積要件を改正することにより、10ha以上20ha未満の集団農地の確保を図ることとしたものであり、来年6月の農振法施行令の施行までに、該当する農用地の農用地区域への編入に向けた取組を行うことが必要となります。</p> <p>このため、確保すべき農用地等の面積の目標の設定に当たって、上記の編入により確保されることが見込まれる農地面積については当該目標に加えることとなります。</p> <p>なお、編入のための取組により直ちに編入されない場合でも、編入に向けた取組をこれまで以上に積極的・継続的に行い、その編入を進めることが重要であると考えています。</p>
政令	第5条	集団的な農用地の面積要件	改正農振法施行令第5条について、農業振興地域整備計画の作成・変更は地方自治体の自治事務であることから、地域の実情を優先すべきであり、全国一律の面積要件を定めることはなじまないものではないか。	3	<p>集団的な農用地は、農用地が連たんすることにより高性能な農業機械等による効率的な農作業が可能となる土地条件を備えている土地であることから、農業生産基盤整備事業の対象農用地と併せて、全国的に確保すべき優良な農用地としており、この農作業の効率性から判断される面積を集団性の要件として定めているものです。</p> <p>また、農用地区域の設定により、農業振興に関する施策を計画的・重点的に実施するだけでなく、同区域内における開発行為等が制限されることとなるため、同区域に含めるべき集団的な農用地の面積要件については、地域ごとにバラバラに定めることは適当ではないことから、これまでも全国一律の要件を定めてきたところであり、改正に当たっても、引き続き全国一律の要件としています。</p>
政令	第5条	集団的な農用地の面積要件	農振法施行令第5条について、「法第10条第3項第1号の政令で定める規模」を10haとする改正案については、優良な農用地を確保することは極めて重要なことではあるが、高齢化や後継者・担い手不足等により、多くの農家が将来の農業経営の見通しを立てられない地域において、面積要件を厳しくすることをもって単純に農用地が継続して確保できるとは考えられないことなどから、反対。また、政令で定める規模は、現行の20haをあくまで原則としつつ、地域の実情に応じ市町村判断で面積基準を設定する(20haの範囲内)ことができるものとしていただきたい。	1	<p>農用地区域に含めるべき土地である集団的な農用地の面積要件を改正することにより、10ha以上20ha未満の集団農地の確保を図ることとしたものであり、来年6月の農振法施行令の施行までに、該当する農用地の農用地区域への編入に向けた取組を行うことが必要となります。</p> <p>このため、確保すべき農用地等の面積の目標の設定に当たって、上記の編入により確保されることが見込まれる農地面積については当該目標に加えることとなります。</p> <p>なお、編入のための取組により直ちに編入されない場合でも、編入に向けた取組をこれまで以上に積極的・継続的に行い、その編入を進めることが重要であると考えています。</p>

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
省令	第4条の4 第1項第 27号	27号計画の要件の追加	27号計画の対象から面的整備事業の完了後8年未満の土地が不可とされ、また、定期的検証が設けられる等要件が厳格化されたことについて、線の整備事業の完了後8年未満の土地で小規模な施設の場合には、検証の対象とすべきではない。	1	市町村が地域の農業の振興の観点から定めた27号計画に位置付けられた農業振興施設の用地については、特に公益性が高いと認められる事業に係る施設の用地として、特例的に除外の一般要件(農振法第13条第2項)を満たさなくても農用地区域からの除外を認めているところであるが、地域の農業振興との関係が不明確な施設が散見されたことから、農振法施行規則第4条の4第1項第27号の改正により、地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要な施設に限定するとともに、市町村が27号計画に従って地域の農業の振興が図られているかを定期的に検証する旨を要件に加えることとしたところです。 このため、この検証は、制度の趣旨に沿った適切な運用を行うために必要なものと考えられることから、線の整備事業の完了後8年未満の土地の小規模な施設を検証の対象から外すことは適切ではないと考えています。
省令	第4条の4 第1項第 27号	27号計画の要件の追加	今回の農振法施行規則の改正案では、区域整理等の面的整備事業以外のかんがい排水事業等については、27号計画について、検証の実施などの要件を追加し、厳格化が進められようとしていますが、当該事業の施行区域内の住民が、事業の必要性和農地の土地利用が制限されることを十分に理解していない状態で、制度を運用するには無理があると考えられる。地方主権の総合的な都市・農村地域土地利用計画制度の創設がなされ、事業区域内の住民が十分に理解した上での27号計画と同様の運用が望ましいと考える。	1	27号計画については、地域の農業振興との関係が不明確な施設が散見されたことから、農振法施行規則の改正により、地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要な施設に限定するとともに、市町村が27号計画に従って地域の農業の振興が図られているかを定期的に検証する旨を要件に加えたものです。これらの改正は、制度の趣旨に沿った適切な制度運用を図るとともに、国民に対してその必要性を明確にできるようにするために措置したものです。 また、かんがい排水事業等は、土地改良法に基づき関係権利者の同意や公告・縦覧による周知がなされているとともに、当該事業の受益地については、事業の効果を確保するために、原則として、一定期間、農用地区域からの除外を制限しているものであるため、今後とも、その趣旨の理解の向上に努めていきたいと考えています。 なお、都市・農村を通じた土地利用計画制度の在り方については、今後、優良農地の確保と農村地域における秩序ある土地利用の実現を図る観点から、農振法、都市計画法等の土地利用計画に関する諸制度について、国土交通省と連携しつつ、検討を進めていくこととしています。

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
省令	第4条の4 第1項第 27号	27号計画の要件の追加	<p>農家住宅の建設について、区画整理等の面的整備事業の完了後8年を経過していない土地であっても、農振法施行規則第4条の4第1項第27号での運用を認めてほしい。</p>	1	<p>国の直轄又は補助による土地改良事業等のうち、直接当該土地を改良する区画整理等の面的整備事業については、農業の生産性の向上に加えて、換地等により効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積を促進する事業でもあることから、その効果の確保を図るため、一定期間、農用地区域からの除外を認めないこととしたものであり、農家住宅であっても、事業の実施中又はその完了後8年を経過していない場合には、このような農地の除外・転用を認めないこととしたものです。</p> <p>なお、このような国の補助等による土地改良事業の受益地が、安易に除外・転用される運用がなされている実態を踏まえ、当該事業の効果の確保を図ることとしたものであり、その趣旨を御理解の上、適切な運用を図っていただきますようお願いいたします。</p>
省令	第4条の4 第1項第 27号	27号計画の要件の追加	<p>改正農振法施行規則第4条の4第1項第27号リにおいて、「土地改良事業又はこれに準ずる事業で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓を行った土地を含む場合は、事業完了した翌年度から起算して8年を経過したものであること」という要件が追加されたが、これについては、従来から受益地が広大であり、目に見えて改良状況が把握しにくい国営かんがい排水事業を筆頭に、そもそも用排水事業に8年経過要件を設定することに無理があるのではないかという意見提案を行ってきたが、国は区画整理事業も用排水事業も、国の予算上はともに生産性向上という同一目的の事業であり、仕分けをすることは困難であるという説明に終始してきた。</p> <p>しかし、今回の農振法施行規則の改正に当たって、「区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓を行った土地を含む場合は、事業完了した翌年度から起算して8年を経過したものであること」という要件を追加することにより、実質的に区画整理事業と用排水事業とで8年経過要件の仕分けを行っている。</p> <p>このように、従来の国の説明内容を覆し、区画整理事業と用排水事業の仕分けをすることが可能なのであれば、かんがい排水事業を8年経過要件対象外とする等、土地改良事業のうち8年経過要件を求めると求めないものを法令で明確に示し、代わりに農振法施行規則第4条の4第1項第27号の定める「地域の農業振興に関する地方公共団体の計画」という制度を削除することが正しい法体系のあるべき姿ではないのか。</p>	1	<p>国の直轄又は補助による土地改良事業等のうち、かんがい排水事業等の農業用排水施設の新設又は変更及び区画整理等の面的整備事業については、土地改良法に基づき、農産物の生産量の増加等による「農業の生産性の向上を直接の目的とする事業」であり、実施していない農地と比較して生産性の高い農地であることから、農用地区域に含めるべき土地としているものです。</p> <p>一方、今回の農振法施行規則の改正においては、直接当該土地を改良する区画整理等の面的整備事業については、農業の生産性の向上に加えて、換地等により効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積を促進する事業でもあることから、その効果の確保を図るために27号計画に基づくものであっても一定期間の農用地区域からの除外を認めないこととしたところと一致しています。</p> <p>なお、このような国の補助等による土地改良事業の受益地が、安易に除外・転用される運用がなされている実態を踏まえ、当該事業の効果の確保を図ることとしたものであり、その趣旨を御理解の上、適切な運用を図っていただきますようお願いいたします。</p>

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
ガイドライン	第1	農業振興地域制度の基本的な考え方	<p>現行農振法ガイドラインにおいては、自治事務としての技術的助言という位置付けが明記されていたが、改正案では削除されており、今回の改正案についてもガイドラインの位置付けを明確にすべき。</p>	1	<p>一般に、ガイドラインについては、技術的助言であるとの理解が広く浸透していることから、ガイドライン改正案においては、ガイドラインの趣旨を削除し、農業振興地域制度の目的・整備の原則に基づく基本的な考え方を記載したものです。</p>
ガイドライン	第1	農業振興地域制度の基本的な考え方	<p>農業振興地域整備計画策定の目的は、農振法第2条に規定されているとおり、「農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進すること」であり、農振法ガイドライン改正案第1に記載するような「開発行為や農地転用の制限等の措置を講ずること」は特段その内容とされているわけではないのではないか。このことは、農振法第2条に規定する内容の実現に当たっての一方策となり得ることはあり得ても、それはあくまで間接的な目的に留まり、農業振興地域整備計画で直接的に目的としている内容ではないのではないか。</p>	1	<p>市町村が定める農業振興地域整備計画の中の農用地利用計画に定められた土地は、開発行為や農地転用の制限等が行われることから、ガイドライン改正案においては、「開発行為や農地転用の制限等の措置を講ずること」と記述しています。</p> <p>また、農用地区域は、開発行為や農地転用の制限等を行うことによっても農用地等の確保を図っているものです。</p> <p>当該記述は、農業振興地域制度の目的のみを記載しているものではなく、農振法第2条も含めた基本的な考え方を示しているものです。</p>
ガイドライン	第2	確保すべき農用地等の面積の目標	<p>農振法ガイドライン改正案によれば、確保すべき農用地等の面積の目標を定める際には、基本指針に定める設定基準に基づく部分と、各都道府県において独自に考慮する地域の事情に関する部分について、それぞれ明確にした上で定めることとされているが、地域の事情とは「市町村の意向など」と例示すべき。</p>	1	<p>都道府県知事が農業振興地域整備基本方針において「確保すべき農用地等の面積の目標」を定める際には、単に国の定める設定基準のみによるのではなく、各都道府県ごとの農業情勢や土地利用等を踏まえた農用地等の確保に関する事項に沿って面積目標を設定することになると考えています。左記のガイドライン改正案の記述は、このような考え方に基づき、各都道府県が目標面積の設定の考え方や基本的な算出方法を整理する際に、その後の達成状況の管理上望ましいと考えられる留意事項を示しているものであり、また、農振法施行令第1条に基づき市町村の意見を聴き、その意見も踏まえて基本方針が定められることとなることから、ガイドライン改正案においては、「市町村の意向など」との例示はしていません。</p>
ガイドライン	第3	確保すべき農用地等の面積の目標	<p>改正農振法第3条の2第3項の規定による都道府県への意見聴取は、いつ頃、どのような形でされるのかを明確にすべき。また、意見聴取に当たっては、十分な検討期間がとれるようにすること。</p>	1	<p>国の基本指針において定める都道府県の確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準については、現在、国の農用地面積の目標を定めるための基礎調査の取りまとめを行っているところであり、その結果を基に整理することとなりますが、できる限り早い段階で案を示し、都道府県との事前の意見調整を図りたいと考えています。</p>
ガイドライン	第5	確保すべき農用地等の面積の目標	<p>「確保すべき農用地等の面積の目標」とは、どのような指標を目標値とするのか明確にすべき。(農用地区域内農地面積を目標値とするのか、農用地区域内農地面積から耕作放棄地面積を除いた耕地面積を目標値とするのか。)</p>	1	<p>確保すべき農用地等の面積の目標については、現行の基本計画の見込み面積と同様に、農用地区域内耕地面積を指標とすることとなります。</p>

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
ガイドライン	第5	確保すべき農用地等の面積の目標	農振法ガイドライン改正案第5の1の(1)においては、「特に(基本方針において定める)確保すべき農用地等の面積の目標については、各都道府県の目標値の総和が国の目標値を下回ることがないように調整されることになる」と明記されているが、国が各都道府県ごとの目標面積を示すことを目的とした記述ではないと明確に読み取れるように修正すべき。	1	左記のガイドライン改正案の記述は、食料自給率の向上を図るためには優良農地の総量確保が不可欠であることから、各都道府県の定める確保すべき農用地等の面積の目標値の総和が国の面積目標を下回らないように、国と都道府県との協議の際に調整することを明示したものです。 このため、当該記述上、国が各都道府県ごとの目標面積を示すわけではないことは明らかであると考えています。
ガイドライン	第7	目標の達成状況に関する資料の提出の要求	農振法第5条の2に基づく資料要求はいつの時点から行われ、調査様式はどうなるのか、また、農業振興地域内の土地利用の状況を把握するため、従来行われてきた農業資源調査や農業振興地域管理状況調査はどのようにするのかを明確にすべき。	1	資料の提出の要求は、都道府県の基本方針が国の基本指針の変更後6か月以内に変更されることとなることから、その翌年の平成23年から実施することになっています。 また、資料の提出を求める様式については、従来行われてきた農業振興地域管理状況調査及び基本指針策定調査の様式を基に定めることとしています。 なお、農業資源調査については、本年度以降は行わないことが決定していますので、今後は、この資料の提出を求める際の様式により同様の内容を把握し、整理していくこととしています。
ガイドライン	第7	目標の達成状況に関する資料の提出の要求	農振法ガイドライン改正案によれば、各都道府県の目標の達成状況の報告は、毎年12月1日時点の状況について翌年1月末を期限として行うこととされているが、期間が短すぎる。	1	これまで、毎年12月1日時点の農業振興地域制度に関する管理状況についての調査をお願いしていますが、この調査については、基本的には、翌年の5月上旬に依頼をして、報告期限を6月末としていたところです。今般、改正農振法第5条の2において、農林水産大臣は、毎年、都道府県に対し、基本方針に定める確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況についての資料の提出の要求を行い、その達成状況を公表する旨が規定されたことから、従来の調査の基準日(毎年12月1日)及び調査期間(5月上旬～6月末の2か月間弱)並びに当省における取りまとめ期間及び公表日(3月末目途)を考慮して、ガイドライン改正案において、左記のとおり資料の提出の時期を定めたところです。



区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
ガイドライン	第7	目標の達成状況に関する資料の提出の要求	農振法ガイドライン改正案第7の1の(2)について、ここでは耕作放棄地面積とあるが、農地法では遊休農地となっている。農振法ガイドライン改正案で耕作放棄地としたのはなぜか。用語については統一した方がよいのではないか。	1	耕作放棄地とは、5年ごとに行われる「農林業センサス」(農林水産省統計部)で用いられている用語であり、過去1年以上作物を作付けしていない土地のうち、この数年間に再び作付けする考えがない土地を意味します。一方、農地法上の遊休農地とは、農地法第30条第3項に該当する、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地を意味します。 ガイドライン改正案においては、「確保すべき農用地等の面積の目標」が「耕地及び作付面積統計」の耕地面積のうち農用地域内の耕地面積を基準とするものであること、農業振興地域制度に基づき、耕作放棄地の抑制・解消等の各種施策を計画的に推進するものであることを踏まえて、その対象となる施策との関係から、「耕作放棄地」という用語を使用しています。
ガイドライン	第7	目標の達成状況に関する資料の提出の要求	改正農振法第5条の2に基づく資料要求で求められる「耕作放棄地」と農地法で定める「遊休農地」の考え方や定義の違いを明確にすべき。また、今回の農地法改正により、遊休農地の調査等が市町村から農業委員会に移行したということであるが、市町村から求める耕作放棄地の報告とはどのように関連するのかを明確にすべき。	1	耕作放棄地の定義については、上記回答のとおり。 改正農振法第5条の2に基づく資料の提出の要求については、これまでの農業振興地域管理状況調査と同様に、市町村において把握している農用地域内の耕作放棄地の面積を整理していただくことを考えていますが、この場合、農業委員会の調査結果を参考にすることが考えられます。
ガイドライン	第8	是正の要求	農用地等の確保を図るための是正の要求の方式については、まず、地方の意見を尊重し、そこで国が考える方針と調整すべき。	2	ガイドライン改正案においては、改正農振法第5条の3の規定による是正の要求は、都道府県の事情も勘案し、必要に応じ、技術的な助言等を行った上で、都道府県の事務の処理が、農用地等の確保の観点からは不十分であり、目標面積の達成に著しい支障を生じさせていると認められるときに行うこと、是正の要求に当たっては、必要に応じ、都道府県、市町村、JA、土地改良区、農業委員会等からの聴き取りや現地確認を行った上で、実施の必要性を検討して行う旨を定めており、地方の意見を踏まえて実施することとしています。
ガイドライン	第8	是正の要求	農振法ガイドライン改正案第8の2「措置内容」について、都道府県の同意に関し、農振法第13条第2項の要件を満たさない案件について県が協議を受けた場合、同意ができないのはもちろんであるが、「同意」事務の性質上、法定の要件を満たすものについて、計画に定める面積を満たさない、という一事をもって、同意しないことができるのか。また、目標を達成しないことが「法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき」に当たることになるのか。自治事務における国の基本指針は、あくまで目安となるべきものであり、強い意味を持つものであれば、別途、法律や政省令にその旨を明記すべき。また、どうしても食料自給率の向上のために農用地の確保が国家的の存立に不可欠であると考えられるならば、国の責任において、法定受託事務化するなどの対策を行うべき。	1	市町村の農業振興地域整備計画の変更に対する都道府県知事の同意は、農振法第13条第2項の要件を満たしていることのみで判断するのではなく、都道府県の農業振興地域整備基本方針と適合したものであるかについても判断することになります。

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
ガイドライン	第8	是正の要求	<p>農振法ガイドライン改正案第8の内容は、国及び都道府県による市町村への行きすぎた関与を具体化するものであり、反対。</p> <p>特に、農用地利用計画の策定・変更に関し知事の同意を抑制することや、農振法第10条第3項各号のいずれかに該当する土地について農用地区域に編入するための変更を指示することなどの規定は、地方自治体の裁量権を大きく狭めるものとなるため、削除し、地方自治体の裁量権を十分に尊重した内容に改めていただきたい。</p>	1	<p>改正農振法第5条の3に基づく是正の要求は、地方自治法に基づき、都道府県の農用地面積の目標の達成状況が著しく不十分であり、都道府県の事務処理が優良農地の確保に支障を生じさせていることが明らかな場合に行うものであり、左記のガイドライン改正案の記述は、当該是正の要求の対象となる都道府県の事務について、農振法第8条第4項等の該当条項の趣旨や国の基本指針の考え方を基にして例示しているものです。これは、「確保すべき農用地面積の目標」を達成し、我が国の食料自給率の確保を図るために必要な措置であることから、御理解の上、今後とも農業振興地域制度の適正な運用をしていただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、ガイドライン改正案に記述している各事項には、法令の規定の意味・内容を明らかにしたもの(語尾:「解される」)、法令の制度の趣旨等からその運用が強く要請されると考えているもの(語尾:「べきものである」)、法令の規定する条件、目的等からその運用が求められると考えているもの(語尾:「適当と考えられる」)、制度の趣旨等からその運用が願わしいと考えているもの(語尾:「望ましい」)など、それぞれの事項ごとに求められる内容に差異があることを御理解いただくとともに、自治事務として、法令の規定に基づき適正に運用されるよう、それぞれの意味を明確にするため、これらの語尾の表現の考え方をガイドライン改正案に記載することとします。</p>
ガイドライン	第8	是正の要求	<p>農振法ガイドライン改正案においては、是正の措置内容の都道府県知事の同意の抑制で、具体的な例示に該当する市町村に対しては、「おおむね5年ごとに農振法第12条の2第1項の規定による基礎調査等に基づく市町村整備計画変更以外の変更に係る同意を抑制するよう求めることが想定される」とも記述されている。</p> <p>「基礎調査等に基づく市町村整備計画変更以外の変更内容」は、実際にはいろいろな条件や要望の下に成り立っていることから、具体的な例示に該当する市町村においても、一概に都道府県知事の同意を行わないことは、かえって地域においての無用な混乱を起こすことにはならず、逆に今後の市町村農業振興計画や県基本方針の達成推進への大きな障害を発生させる要因にもなりかねない。</p> <p>このため、農振法ガイドライン改正案の考え方自体に問題があり、当該記述を削除するか、又は市町村整備計画変更に対する同意行為が都道府県の自治事務であることにかんがみ、国の無用な介入で地域における無用な混乱を起こすことのないように十二分に配慮を行いながら、記述内容の修正を行うべき。</p>	1	
ガイドライン	第8	是正の要求	<p>農振法ガイドライン改正案において、「毎年複数回、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更を行っているなど、国の基本指針及び都道府県の基本方針の基本的な考え方に沿った市町村整備計画の計画的な管理を行っていない市町村」という記述がある。</p> <p>しかし、市町村農振整備計画の変更を行うかどうかの判断は、市町村の自治事務であり、法令上、その年間変更回数に関する規定は見当たらない。</p> <p>このような法体系の中、「ガイドライン」において、いかにも「国の基本指針及び都道府県の基本方針の基本的な考え方に沿った市町村整備計画の計画的な管理を行っていない市町村」というように読み取れる記述は、例示といえども、市町村の自治事務への国の不当な行政介入と受け取られかねず、不適正な表現ではないかと考えられるため、削除を行うか、又は市町村の自治事務への国の不当な行政介入ではないことが明確に読み取れるような記述内容に修正すべき。</p>	1	

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
ガイドライン	第8	是正の要求	「確保すべき農用地等の面積の目標」が耕地面積である場合は、農振制度の運用（農振法第5条の3に記載されている内容の努力）だけでは目標を担保することができない。農振制度と耕作放棄地対策は同一の制度で運用しているものではなく、耕地面積を目標値とすることは適切ではない。	1	全国の農地面積は、「耕地又は作付面積統計」（農林水産省統計部）による耕地面積であり、食料・農業・農村基本計画において食料自給率の目標と併せて定める農用地面積は、耕地面積をベースとしていることから、現行の基本指針の見込み面積と同様に、今後定める確保すべき農用地面積の目標も耕地面積をベースにすることとしています。 また、都道府県の基本方針や市町村の整備計画における農業生産基盤の整備や農用地等の保全に関する事項に基づき実施される施策を通じた耕作放棄地の発生抑制や解消等により、農地の確保が図られることとなります。
ガイドライン	第8	是正の要求	非農業的な土地利用需要に対応し、経済事情の変動その他情勢の推移を理由とした農用地区域からの除外のための農用地利用計画の変更に対する都道府県知事の同意の抑制や農用地に含める土地（例えば、土地改良事業実施区域や10ha以上の集团的農用地など）に該当する農地の農用地区域への編入の指示などについても、地域の実情を理解しない一律的な内容で、地域の効果的な農業振興は果たせないものとする。都道府県が同意を抑制し、農用地に含める土地について一律的に農用地区域への編入を指示するのは理解できない。	1	改正農振法第5条の3において、農用地等の確保を図るための是正の要求は、都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うこと、また、是正の要求の対象となる都道府県の事務について規定されたところであり、想定される講ずべき措置の内容について、都道府県の事務ごとにガイドライン改正案に示しています。 是正の要求が、都道府県の農用地面積の目標の達成状況が著しく不十分であり、都道府県の事務処理が優良農地の確保に支障を生じさせていることが明らかな場合に行うものであり、その是正の対象となる都道府県の事務について、農振法第8条第4項等の該当条項の趣旨や国の基本指針の考え方を基にして例示しているものです。「確保すべき農用地面積の目標」を達成し、我が国の食料自給率の確保を図るために必要な措置であることから、御理解の上、今後とも農業振興地域制度の適正な運用をしていただきますようよろしくお願いいたします。
ガイドライン	第13	27号計画の要件の追加	地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（27号計画）に定める施設については、定期的な検証を実施することが適当であるとされているが、検証の終期（いつまで実施するか）を農振法ガイドラインに明記すべきではないか。	1	27号計画に従って地域の農業の振興が図られているか否かの検証の時期については、当該計画に定められた施設が、当該計画に従って農用地区域から除外され農用地等以外の土地とされた年の翌年以降、毎年実施することが適当である旨をガイドライン改正案に定めますが、その検証をいつまで行うかは、改正農振法施行規則第4条の4第1項第27号又の要件に基づく27号計画の有効期間を考慮して判断することが適当と考えています。 ただし、検証の結果、当該施設が27号計画の目的等を達成していないと認められる場合には、必要な措置を講ずることが適当である旨ガイドライン改正案に定めていますので、その措置により27号計画の目標等の達成が図られたか否かについては、その後少なくとも5年間程度は把握することが望ましいことから、御意見を踏まえ、検証の終期をガイドライン改正案に明記することとします。

区分	条項	項目	意見概要	件数	回答
ガイドライン	第16	農用地区域からの除外要件	<p>効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼす場合、又はその可能性がある場合は農用地区域から除外しないこととなるが、農用地区域外に隣接する農用地区域内で認定農業者等が耕作している農地の地権者が将来的に非農業的土地利用を考えている場合、この要件を悪影響と捉え、農地を貸さないことも予想される。農地の利用の集積に影響が及ぶような農地とは、農用地の真ん中にある農地で集団性の観点から農用地除外はできないものとする。</p>	1	<p>改正農振法第13条第2項第3号の「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと」とする要件の追加は、認定農業者等の効率的・安定的な農業経営に支障を生じないようにしたものです。</p> <p>これにより、農用地区域からの除外・転用ができなくなることを懸念して、農地を貸すことを貸し渋るという事例が生ずることは全く否定はできませんが、現に認定農業者等が利用している集団的な農地の縁辺部の農地が除外され・転用されるという事態と比較してどちらが今後の我が国の農業にとって問題が多いかという比較の問題であると考えています。</p> <p>「国内の農業生産の基盤である優良農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であること」にかんがみれば、現に認定農業者等が利用している農地を引き続き優良農地として確保することが必要と考えています。</p>
ガイドライン	第19	農用地区域内における開発行為	<p>法定協議が成立する場合としては、どのような場合が想定されるのか。農振法ガイドライン改正案で示された協議成立基準(改正農振法第15条の2第4項)では、協議の成立はあり得ないと考えられるが、法定協議制度が制定された意義と、ガイドライン改正案で示された協議成立基準との関係を明確にすべき。</p>	1	<p>国及び地方公共団体が行う農用地区域内における公共施設(学校、病院等)の開発行為については、集団的な優良農地が無秩序にかい廃されることを防止するために法定協議制度を導入したものです。</p> <p>これにより、農用地区域を対象とした公共施設を農用地区域以外の土地に適切に誘導する又はできる限り農業上の利用に支障がない土地に立地するよう調整することを狙いとしたものであり、その調整の考え方を留意事項としてガイドライン改正案に定めています。</p>
その他			<p>農振法ガイドライン改正案に示された内容について、現行の「農業振興地域制度の運用について」と同様に、具体的な例示や解説集を作成していただきたい。</p>	1	<p>現行の「改正農振法の運用に関する課題事例集」(Q&amp;A形式)と同様の質疑応答集については、改正法の施行後なるべく早い時期に作成したいと考えています。</p>

※ 上記以外の御意見については、農地法等の一部を改正する政令案等に関する御意見ではなかったため、記載を省略させていただいていますが、今後の行政運営の参考とさせていただきます。